

事務連絡  
平成11年3月25日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

健康政策局経済課

公正競争規約の施行について

医療用具の流通については、従来から医療機関等への様々な便宜供与が行われており、それが不透明な取引慣行につながっているとの指摘がなされており、厚生省におきましても、公正な取引等を確保する観点から、関係業界を指導してきたところであります。

一方、医療用具業界におきましても、公正な競争ルールを確立するための検討が行われてきたところですが、昨年、医療用具業公正取引協議会を設置し、同協議会において、公正な競争秩序を図ることを目的とする「医療用具業における景品類の制限に関する公正競争規約」を策定し、平成10年11月16日付公正取引委員会告示第19号により認定を受けたところであります。

本規約は、本年4月1日より施行される予定となっておりますので、ご参考までに送付致します。